

相模原市立谷口小学校 P T A規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、谷口小学校P T Aと称し、事務局を谷口小学校内に置く

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校及び社会における児童の心身の健全な育成をはかることを目的とする

第3章 方 針

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の方針に基づいて活動する

- (1) 会員相互の協力により、家庭と学校と地域社会とのつながりを深める
- (2) 会員は、児童の幸せを守るために話し合い、学び合い、理解を深める
- (3) 児童の教育的、生活的環境をよくする
- (4) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の機関及び団体と必要に応じて協力する
- (5) 会員は、この会に対し平等の責任をもち、お互いの立場を尊重し、円滑な運営を行う

第4条 この会は、この会の名において特定の政党や宗教を支持したり選挙活動はおこなわない

第5条 この会は、学校の人事、その他の管理について干渉しない

第6条 P T A活動に於ける、会員の個人情報の取扱いについては別紙の「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする

第4章 会員及び会費

第7条 この会の会員は本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者（以下、保護者という）及び本校教職員とする

第8条 会員は会費を納めるものとする、会費は一世帯月額200円とする

第5章 会 計

第9条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない

第12条 この会の経費は、第3条の目的達成のため以外には使用しない

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる

第6章 役員

第14条 この会には、次の役員をおき、任務は次のとおりとする
但し、校外人数はこれを最低とする

会長	1名	保護者より選出し、会を代表して運営の総括を行う
副会長	5名	保護者より4名、教職員より1名を選出し、会長を補佐し会長不在のときその代理をつとめる
書記	3名	保護者より2名、教職員より1名を選出し、議事の記録その他活動報告及び事務処理を行い、会の円滑な運営の推進をはかる
会計	3名	保護者より2名、教職員より1名を選出し、予算に基づき会計事務を処理し、会計監査を経た後、総会にて決算報告する
校外	4名以上	校区を谷口第2町内、谷口第3町内、谷口第4町内の3つに分け、各地区の保護者より1名以上ずつ、教職員より1名を選出し、地区に関する諸活動に協力し、地区及び学校との連絡調整をはかる
ボランティア運営委員会サポート	2名	保護者より2名選出し、学校PTA活動を実行するボランティア運営委員会をサポートする。また、本部とボランティア運営委員会との連絡調整をはかる

第15条 役員の任期は1年とする
ただし、再任を妨げない

第16条

- (1) 会長は推薦委員会より選出される
但し従来の推薦活動を行った上で会長候補が選出できなかった場合に限り、地区総会においてくじ引きにて選出される
- (2) 会長を除く役員選出は次の通りとする
 - ① 地区総会において選出し、互選により役職を決定する
 - ② 選出人数の上限規定が無い校外について、現行の人数から変更する場合は、運営委員会で検討し、総会で承認を得る

第7章 会計監査委員

第17条 この会の会計を監査するために、保護者より3名の会計監査委員を選出する

会計監査委員は他の役員を兼任することはできない

第18条 会計監査委員は総会で承認をうけ、その任期は1年とする

第19条 会計監査委員は中間及び年度末の年2回会計監査を行い、総会にその結果を報告する
なお、会員の5分の1以上の監査要請があれば、いつでもこれに応じなければならない

第8章 委 員

第20条 この会には、次の委員をおき、活動は次の通りとする

- (1) ボランティア運営委員
全学年より有志の委員を選出し、学校PTA活動の世話をし、各学級学年相互の連絡をはかる
- (2) 推薦委員
保護者（計3名）、教職員（2名）の委員を選出し、運営委員会にて承認を得る
次年度会長候補選出活動の推進および本部役員の立候補者受付・調整を行うものとする
- (3) 特別委員
必要に応じて選出する
- (4) 教職員は、職員間の話し合いのもとに各委員会に所属する
- (5) 校長はすべての会議に出席し、意見を述べるができる

第9章 総 会

第21条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である

第22条 総会は会長が招集し、年1回定期総会を開催する
その年の社会情勢や特別な事情を鑑み、運営委員会で審議し、対面または書面での開催を選択できるものとする

第23条 総会は全会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席で成立する
なお、書面総会は全会員の2分の1以上の議決権行使書の提出をもって成立する

第24条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長が招集し開催する
対面総会を原則とする
ただし、特別な事情がある場合は書面総会を行えるものとする

第25条 総会の議長は出席会員の中から選出し、中立な立場として議事進行を行う
また、書面総会での議長選出は不要とする

第26条 委任状は総会成立要件の出席者数に含めるものとするが、議決数には含めない
また、書面総会における議決権行使書は総会成立要件の出席数に含めるものとし、議決数にも含める

第27条 総会は次の機能をもつ
(1) 役員及び会計監査委員の承認
(2) 事業計画、事業報告及び予算、決算の承認
(3) 規約の改正及びその他必要と思われる事項についての審議、承認

第28条 総会の資料は5日前までに配布する

第29条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意を必要とする
なお、議決権は議長以外の出席会員全員が保有し、可否同数のときは議長の決するところによる
また、書面総会での議決は議決権行使書に基づき、その過半数の同意を必要とする
なお、可否同数のときは否決とする

第30条 規約の改正は、総会において3分の2以上の同意を必要とする
また、書面総会での決議の場合は、議決権行使書に基づき、その3分の2以上の同意を得て改正することができる

第10章 役員会

第31条 この会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する

第11章 運営委員会

第32条 この会は、役員及びボランティア運営委員（各学年1名程度）、特別委員会（正副委員長）で構成される

第33条 この会は、会長が招集し構成員の3分の2以上の出席で成立する
議事は出席者の過半数をもって決する

第34条 この会の任務は次のとおりとする
(1) 会は定期的に関き、各委員会より立案された予算案、決算及びその他必要な事項の調査、検討並びに連絡調整を行う
(2) 総会に提出する資料を作成する
(3) 推薦委員会を設置する
(4) 特別委員会の設置を検討する
(5) 会計監査委員を推薦する
(6) 補充役員及び補充会計監査委員を承認する

第12章 委員会

第35条 この会に次の委員会をおく

(1) ボランティア運営委員会

全学年より選出された有志の委員及び担当の教職員で構成する

(2) 推薦委員会

①運営委員会にて承認された推薦委員及び担当の教職員で構成し、目的達成後は解散される

②会員の互選により正副委員長をおく

第36条 特別委員会 特別の事項がある時、運営委員会の承認を経て設置され、目的達成後は解散される

第13章 付 則

第37条 本会の目的達成のために、細則を設けることができる

第38条 本規約は、昭和57年7月10日より実施する

- (1) 昭和59年 5月19日一部改正
- (2) 平成 3年12月 7日一部改正
- (3) 平成 9年12月 6日一部改正
- (4) 平成14年11月20日一部改正
- (5) 平成19年12月 5日一部改正
- (6) 令和 2年10月30日一部改正
- (7) 令和 3年 5月11日一部改正
- (8) 令和 5年 5月19日一部改正
- (9) 令和 6年 5月 8日一部改正
- (10) 令和 6年 9月24日一部改正
- (11) 令和 7年 5月 7日一部改正
- (12) 令和 7年 9月30日一部改正
- (13) 令和 8年 5月11日一部改正

細 則

第1章 地区総会

- 第1条 会長が招集し、年1回定期地区総会を開く
- 第2条 各地区の全会員の2分の1（委任状を含む）の出席で成立する
- 第3条 会員の総意のもとに、次年度役員を選出、その他地域での諸問題についての話し合いを行う
- 第4条 この会には会長及び役員が出席するものとする

第2章 記 録

- 第5条 総会、地区総会、各委員会及び行事の内容を記録し、活動の資料として保存する

第3章 慶弔規定

- 第6条 会員及び児童の慶弔について、次のとおり定める
- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 会員及び児童死亡の場合 | 10,000円 |
| (2) 教職員の転任・退職の場合 | 花束等 |
| (3) 児童の3週間以上の入院加療の場合 | 5,000円 |
- 第7条 その他慶弔の意を表す必要を生じた場合には、役員会において協議の上5,000円を限度として処理し、運営委員会に報告する

第4章 旅費規定

- 第8条 会員が、PTA活動のために出張した場合、交通費実費を支給する

第5章 会 費

- 第9条 会費の金額について検討する事案が生じた場合、運営委員会で検討・承認したのち変更することができる
- 第10条 会費の返金については、転校前に申し出のあった場合のみ対応する

第6章 付 則

- 第11条 本細則は昭和57年7月10日より実施する

- (1) 平成14年11月20日一部改正
- (2) 平成26年4月30日一部改正
- (3) 平成27年1月14日一部改正
- (4) 平成28年2月3日追加

【別紙】

相模原市立谷口小学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 相模原市立谷口小学校PTA(以下、「この会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・クラウドサービス上で管理するデータベース(以下、「データベース」)・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データ(以下、「個人情報データ」という)の取扱いについて定めるものとする

(責務)

第 2 条 この会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
またこの会は、本部役員(令和7年度より校外も含む)・ボランティア運営委員(旧学級委員)・推薦委員・及び特別委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について確認するものとする。

(管理者)

第 3 条 この会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第 4 条 この会における個人情報データ取扱者は、本部役員(令和7年度より校外も含む)・ボランティア運営委員(旧学級委員)・推薦委員及び特別委員とする。なお、データベースを取り扱う者の権限は管理者である会長によって付与される。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報のデータ管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 この会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示するものとする。

(周知)

第 7 条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知するものとする。

(利用)

第 8 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、P T Aホームページへの掲載
- (6) LINEWORKS の ID 作成・および運用のため

(利用目的による制限)

第 9 条 この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならないものとする。

(管理)

第 10 条 個人情報の管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。又、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。なお、個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合、管理者は第三者へ漏洩しないよう閲覧、編集権限を取扱者に対して適切に付与する。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条 個人情報データは適切な状態で保管することとする。また持ち出す場合は持ち出し台帳に記載するなど適切に管理を行うこととする。なお、データベースについては、管理者によって権限を付与された者のみがアクセスすることができる。よって、その権限を持つ場合は、データアクセス者台帳に記載するなど適切に管理を行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体の法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 委託、委任、事業継承、共同利用している者が事務を遂行する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 この会は、個人情報を第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存するものとする。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第 14 条 第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存するものとする。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供を受ける対象者の氏名
 - (4) 提供を受ける情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

- 第 15 条 この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じることとする。

(漏えい時等の対応)

- 第 16 条 個人情報データを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告することとする。

(苦情の処理)

- 第 17 条 この会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとする。

(改正)

- 第 18 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会・運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

(付則) 本規則は、令和 3 年 5 月 11 日より実施する。

- (1) 令和 6 年 9 月 24 日 一部改正
- (2) 令和 8 年 5 月 11 日 一部改正